

【新旧対照表】

修正箇所のパージ数は令和3年12月27日公表時の募集要項のパージ数を示す。

■公募設置等指針

修正箇所	新	旧
P7 2行目	(公募対象公園施設、 特定公園施設(管理許可対象) 、利便増進施設を除く)	(公募対象公園施設、利便増進施設を除く)
P17 表 公募対象公園施設 整備・運営業務	P.27 10(1)ア(ア)の表現が正しいため削除	代表企業以外の構成企業が公募対象公園施設の整備・運営業務を行う場合は、公募設置等計画の認定後、認定計画提出者の地位のうち、設置許可を受け公募対象公園施設の整備・運営を行う地位を承継する。
P18 表 7段目	8段目「特定公園施設(管理許可対象)」を挿入	追加
P18 (3)	(3) 事業期間(合意書の締結日から令和25年3月31日までを 基本 とする。)	(3) 事業期間(合意書の締結日から令和25年3月31日までとする。)
P18 (3)ア	認定公募設置等計画の有効期間は、公募対象公園施設及び利便増進施設(以下「公募対象公園施設等」という。)の工事着工日から令和25年3月31日までを 基本 とする。	認定公募設置等計画の有効期間は、公募対象公園施設及び利便増進施設(以下「公募対象公園施設等」という。)の工事着工日から令和25年3月31日までとする。
P19(3)エ	本公園の指定管理の期間は、令和5年4月1日から令和25年3月31日までを 基本 とする。	本公園の指定管理の期間は、令和5年4月1日から令和25年3月31日までとする。
P28(イ)a	また、 少なくとも1社は 、都市公園の設計業務実績を有することとする。	また、都市公園の設計業務実績を有することとする。
P28(イ)b	また、 少なくとも1社は 、都市公園の工事業務実績を有することとする。	また、都市公園の工事業務実績を有することとする。
P28(イ)b	複数の担当企業がいる場合、建設業法における「土木工事業」「造園工事業」「建築工事業」の許可は、複数社で分担して有する形でも構わない。	追加
P31(2)表 2段目	(FAX or 郵送 or 窓口)	(郵送 or 窓口)
P33 イ	・提出方法:「事務局」に送付し、確認の電話を行うこと	・提出方法: FAX 「事務局」に送付し、確認の電話を行うこと
P36(8)エ	特定公園施設の整備とそれに伴う既存施設等の撤去・移設等に係る一切の工事については、区と認定計画提出者が基本協定に基づき、一旦、認定計画提出者の負担において施工し、整備完了後、本区へ譲渡する。	特定公園施設の整備とそれに伴う既存施設等の撤去・移設等に係る一切の工事については、区と認定計画提出者が基本協定に基づき、一旦、認定計画提出者の負担において施工し、整備完了後、 契約 本区へ譲渡する。
P48 表 条例 3段目	都民の健康と安全を確保する 環境 に関する条例(平成12年都条例第215号)	都民の健康と安全を確保する 影響 に関する条例(平成12年都条例第215号)
P48 表 条例 5段目	江戸川区景観条例(平成 22年区条例第28号)	江戸川区景観条例(昭和 22年区条例第28号)

P48 表 条例 15 段目	東京都下水道条例（昭和 34 年都条例第 89 号）	東京都下水道条例（昭和 34 年都条例第 89 号）
P50 表 2 段目	建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房 官庁営繕部）	建築保全業務共通仕様書
P50 表 4 段目	誤記のため削除	江戸川区建物工事仕様書
P50 表 6 段目	建築工事安全施工技術指針・同解説（国土交通 省大臣官房官庁営繕部）	建築工事安全施工技術指針・同解説

■別紙 2 要求水準書

修正箇所	新	旧
P13 1 行目	オ 指定管理対象範囲図（公募対象公園施設、 特定公園施設（管理許可対象）、利便増進施設 を除く）	オ 指定管理対象範囲図（公募対象公園施設、 利便増進施設を除く）
P27 3 行目	・既存施設と同等の機能を有し、50m×34mの 少年サッカー場 2 面を確保すること。	・既存施設と同等の機能を有し、50m×68m の少年サッカー場 2 面を確保すること。
P27(ケ) 4 行目	ただし、富士公園駐車場については、大型バス を受け入れる駐車スペースを確保すること。	追加

■別紙 3 管理運営の基準

修正箇所	新	旧
P3 1 行目	(2) 対象位置図（公募対象公園施設、特定公 園施設（管理許可対象）、利便増進施設を除く）	(2) 対象位置図（公募対象公園施設、利便増 進施設を除く）

■別紙 6 合意書（案）

修正箇所	新	旧
表紙	※合意書（案）は、現時点において想定される 区及び設置等予定者の基本的な役割分担等を 記載したものであり、設置等予定者との協議に より、締結当事者及び各条項の記載内容等を修 正する予定です。	追加
P3 第 6 条 2 項	2 前項ただし書の規定により新たな期限を 定めようとする場合、区は、グループ企業に対 し、令和●●年●●月●●日までに申し出なけ ればならないものとする。	2 前項の規定により新たな期限を定めよう とする場合、区は、グループ企業に対し、令和 ●●年●●月●●日までに申し出なければなら ないものとする。
P3 第 6 条 3 項	3 区は都市公園法第 5 条の 5 に基づき公募 設置等計画の認定を行う。	3 基本協定の規定に基づき 区は都市公園 法第 5 条の 5 に基づき公募設置等計画の認定 を行う。
P4 2 行目	（基本協定不調の場合における処理）	（基本協定等不調の場合における処理）

P4 第 8 条	次に掲げる事由により基本協定の締結に至らなかった場合における費用(第 4 条に定める計画策定資金の立替費用を除き、区及びグループ企業が本事業の準備のために要した費用及び、本条の規定により本合意書を解除するために要した費用)については、本合意書の当事者各自の負担とし、相手方に当該費用を請求することができない。	次に掲げる事由により基本協定等の締結に至らなかった場合における費用(第 4 条に定める計画策定資金の立替費用を除き、区及びグループ企業が本事業の準備のために要した費用及び、本条の規定により本合意書を解除するために要した費用)については、本合意書の当事者各自の負担とし、相手方に当該費用を請求することができない。
P4 第 10 条(1)	(1) グループ企業の責めに帰すべき事由により 、第 6 条第 1 項に規定する期限(同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限)までに 仮 基本協定が締結されない場合	(1) 第 6 条第 1 項に規定する期限(同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限)までに基本協定 等 が締結されない場合

■別紙 11-1 指定管理業務基本協定書(案)

修正箇所	新	旧
別紙 3 第三者賠償	特定公園施設、DB 対象施設	特定公園施設、DB 対象施設、 公募対象公園施設
別紙 3 自然災害	公募対象公園施設は指定管理業務の範囲外のため削除	公募対象公園施設 ※4

■添付資料 4 モニタリング実施方法

修正箇所	新	旧
2(1)表 2 段目	モニタリング実施計画書	リニューアル計画書
2(1)表 2 段目	事業期間中のモニタリングの詳細な実施方法	認定公募設置等計画に基づき作成する、事業期間中の事業内容や長期収支計画
4 6 行目	なお、モニタリング方法についての詳細は、 基本協定 の締結後に策定するものとし、モニタリング方法を記載したモニタリング実施計画書を認定計画提出者等が作成し区と協議のうえ確定する。	なお、モニタリング方法についての詳細は、 実施協定 の締結後に策定するものとし、モニタリング方法を記載したモニタリング実施計画書を認定計画提出者等が作成し区と協議のうえ確定する。
4 表 1 段目	・認定計画提出者等は、 基本協定 に基づき、自ら又は委託等により実施する業務全体について企業の名称及び役割を示した 実施体制図 を作成し、提出する。	・認定計画提出者等は、 実施協定 に基づき、自ら又は委託等により実施する業務全体について企業の名称及び役割を示した 実施体制図 を作成し、提出する。
4 表 2 段目	・認定計画提出者等は、認定公募設置等計画に基づき、事業期間中の モニタリング実施計画書 を作成し、提出する。	・認定計画提出者等は、認定公募設置等計画に基づき、事業期間中の リニューアル計画書 を作成し、提出する。
4 表 2 段目	・区は、提出書類に基づき認定公募設置等計画を満たす モニタリング実施計画書 が作成されているかを確認する。	・区は、提出書類に基づき認定公募設置等計画を満たす 事業計画 が作成されているかを確認する。